



交通事故の防止

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久

令和5年の「春の全国交通安全運動」は、5月11日(木)から20日(土)までの10日間行われます。例年は4月6日からですが、4年に一度の統一地方選挙がある年はこの時期になります(通達「令和5年春の全国交通安全運動の実施について」(警視庁交通局長、令和5年2月3日))。

今回はこの運動に向けて、工事現場に係る自動車や自転車の交通事故防止の情報を紹介します。

運転免許の更新は、交通違反の有無によって、それぞれ安全運転のための講習を受講します。しかし、法改正などの情報は、教本で個人が取得することになります。

今号の内容は、言わば運転免許の能力向上教育と捉えてください。

+ 法定外表示の新設や法改正

図表1の道路標示は主に幹線道路で見かけます。何を表しているでしょうか(撮影場所は蒲田駅付近)。



図表1 新設された法定外表示

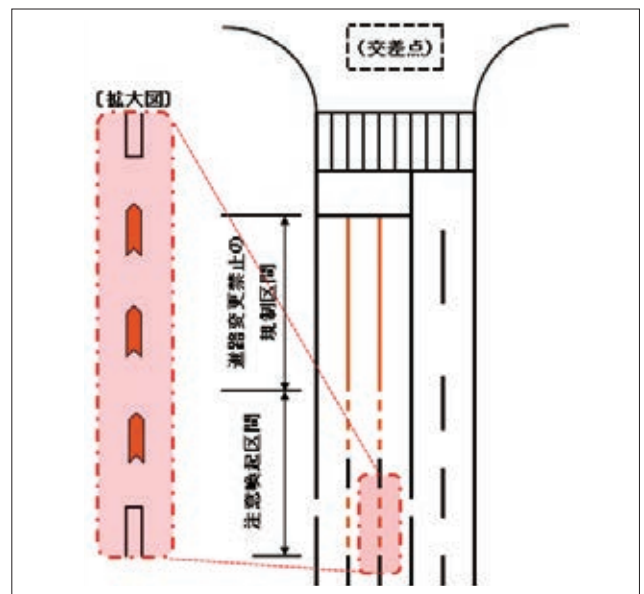
この道路標示は、「進路変更禁止の注意喚起」を表しています。注意喚起区間では、進路を変更することができませんが、進路変更禁止の規制区間では、これまでと同様に進路を変更することはできません。

令和3年から新設され、東京都の他に群馬県、岐阜県、岡山県などで続々展開されています。

警視庁によると、進路変更禁止区間手前の矢羽根型(黄色)の表示で、法定外表示の一つとして新設されたものです。車両の運転者に対し、事前に進路変更禁止区間を知らせ、ゆとりを持って、進行を望む車両通行帯への進路変更を行えるようにすることで、交通の安全と円滑を図ることを目的としています。

法定外表示とは、交通の安全と円滑を図るために設置する路面表示やカラー舗装及び交通規制の実効性を高

めることを目的として設置する看板で、道路標示、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第52号)等の法令で定められたもの以外のものをいいます。



図表2 進路変更禁止の注意喚起表示

次は、令和4年5月13日施行の法改正です。

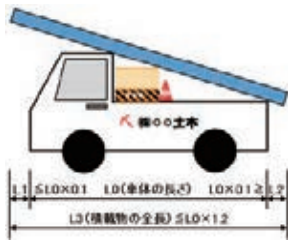
「自動車の積載の制限の見直し」等を内容とする道路交通法施行令の一部を改正する政令により、積載物の長さや幅等についての制限が変わりました。

物流業界における労働時間の削減や輸送計画の柔軟な見直しの必要性の高まりを背景に、自動車の走行安定性等が確保されていること、周囲の交通に与える影響がほとんどないこと等が確認された範囲で、積載に関する制限が見直されました。

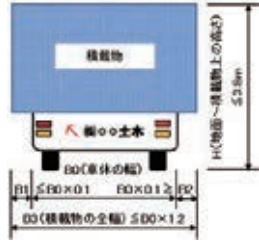
自動車の積載制限の見直し内容は図表3のとおりです。これを図示すると、図表4及び図表5のようになります。

法令	改正前		改正後	
	長さ	幅	長さ	幅
積載物の大きさの制限(道路交通法施行令第22条第3号)	自動車の長さとその長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の幅	自動車の長さとその長さの10分の2の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの
積載方法の制限(道路交通法施行令第22条第4号)	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右からはみ出さないこと	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと

図表3 改正内容



図表 4 改正後の長さ



図表 5 改正後の幅

〔注意事項〕

- 改正後に規定を超えた積載をして車両を運転する場合には、「制限外積載許可」が必要となります。
- 制限外積載許可の申請が不要となる場合であっても、車両制限令で定める一般的制限(長さ12メートル、幅2.5メートル、高さ3.8メートル等)を超える場合は、道路管理者の許可等が必要な場合があります。詳細は、道路管理者に確認してください。

令和4年から施行されている安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェック義務化について、新たな通達がでましたので一部を抜粋します。

「安全運転管理者制度に関する留意事項について」

(警察庁交通局交通企画課長、令和4年9月9日)《抜粋》

最近のアルコール検知器の供給状況等から、事業所において、十分な数のアルコール検知器を入手することが困難であると認められた。

そこで、当分の間、アルコール検知器使用義務化規定を適用しないこととし、〈中略〉当分の間、別紙のとおりアルコール検知器使用義務化規定を目視等義務化規定に読み替える規定が設けられ、同日から施行することとされた。

この「当分の間」について、現時点において、十分な数のアルコール検知器が市場に流通するようになる見通しが立っていないため、具体的な時期を示すことはできないが、その見通しが立った時点で、再度、道路交通法施行規則を改正し、〈以下、略〉

要点としては、当分の間は目視確認とするが、見通しが立った時点で、再度、道路交通法施行規則を改正する、というものです。

+ 業務の自転車は事業用の保険に加入

事務所と工事現場が離れている場合、自転車を利用することがあります。自転車に関しても法令順守が大切です。

令和4年11月に内閣府より、「自転車の安全利用の促進について」の政策が示されました。この中に、自転車安全利用五則があります。

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

⑤について、令和5年4月1日以降は、ヘルメットの着用が努力義務になります(改正後の道路交通法第63条の11)。

前述の自転車安全利用五則の他に「自転車の通行方法等に関する主なルール」が記載されていますので、一部を紹介します。特に罰則に着目してください。

●通行場所・方法

◇車道通行の原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則であり、車道の左側(車両通行帯のない道路では左側端)を通行しなければならない。

著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができるが、その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第17条第1項及び第4項、第18条第1項／第17条の2

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は料料

◇交差点での通行

信号機のある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合は、その信号機の表示する信号に従う。

【該当規定】道路交通法第7条

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

なお、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」は、令和2年4月に改正され、すでに施行しています。自転車利用者、保護者、自転車使用事業者及び自転車貸付業者による自転車損害賠償保険等への加入が義務化されました。

東京都の事業者向けリーフレットに「**業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人賠償責任保険では補償されず、事業者が事業用の賠償責任保険に加入する必要があります。**」とあり、加入を促しています。高額賠償の判例が掲載されています。

現在加入している保険の中の、自転車に関する事項を確認してください。



図表 6 事業者向けリーフレット

〔出典〕

図表1：東京都道311号環状八号線で筆者が撮影

図表2、3、4：警視庁の資料より、筆者が作成

図表6：事業者向けリーフレット「従業員の安全で適正な自転車利用」(東京都)の抜粋

CSP労働安全コンサルタント(Certified Safety Professional Consultant)とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者